

加古川漁業協同組合内共第4号
第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、加古川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第4号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、にじます、あまご、おいかわ、うぐい、わかさぎ、もろこ及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承諾を受けなければならない。

2 前項の規程による申請は、手釣又は竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣又は竿釣による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖抑制、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第条に規定する場合を除き、第1項の承認を行うものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により（第6条に規定する特定漁場の場合は第8条第4項の遊漁料を同条第5項の方法により）組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
網	手網の範囲（直径30cm以内）
手釣、竿釣	3本以内
かに簗	3個以内
うなぎ漬簗	5個以内

2 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる漁具、漁法により行ってはならない。

魚 種	漁具・漁法
全魚種	ゴロ引き、引掛け、つかみばさみ漁

3 別表に掲げる区域、期間中は手釣、竿釣によってする場合を除き遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	6月1日から12月31日まで。ただし、闘竜灘においては5月1日から12月31日まで
あまご	3月1日から9月30日まで
もくずがに	9月20日から翌年2月末日まで
その他の魚類	1月1日から12月31日まで

2 前項の公表は、組合掲示板に掲載してするものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
多可郡多可町加美区大袋地内通称大袋橋(杉原川)より上流100m土砂止堰堤までの間	1年間
東条湖余水吐口より上流網場までの約100mの間	1年間
加古川市神吉町升田地先西川橋(通称)上流及び下流各150mまでの間	1年間

(特定漁場)

第6条 漁場区域のうち次の表に掲げる区域、期間中は特定漁場とする。

漁 場 名	ア 区 域	イ 期 間
八千代区大屋	野間川と中ノ谷川の合流点から中ノ谷川の二重ヶ滝まで2,000mの区域	1月1日から12月31日まで (ただし「あまご」は3月1日から9月30日まで)

(全長等の制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚 種	大 き さ
もくずがに	甲ら直径5cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は、次表のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児及び小中学生徒のときは無料、肢体不自由者又は75才以上の者のときは次表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、次表に掲げる額の2分の1に相当する額を加算した額とする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
もくずがにを除く免許魚種	手釣、竿釣(3本まで) 手網(直径30cm以内)	1年8,640円
あゆ	手釣、竿釣(3本まで) 手網(直径30cm以内)	1日2,160円
あまご	手釣、竿釣(3本まで) 手網(直径30cm以内)	1日2,160円
あゆ、あまご、もくずがに、わかさぎを除く免許魚種	手釣、竿釣(3本まで) 手網(直径30cm以内)	1年5,400円、1日860円
もくずがに、うなぎ	餌付け簗(3個まで) うなぎ漬簗(5個まで) 手網(直径30cm以内)	1年3,240円
わかさぎ	手釣、竿釣(3本まで) 手網(直径30cm以内)	1年6,260円、1日1,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし手釣又は竿釣による遊漁の場合には当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 加古川漁業協同組合事務所
- (2) 組合が別に定め公表する遊漁券販売所

3 前項の公表は、組合掲示板に掲示するものとする。

- 4 特定漁場における遊漁料の額は次表のとおりとする。ただし遊漁者が未就学の幼児及び小中学生徒のときは無料、肢体不自由者のとき又は75才以上のときは次表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

漁 場 名	漁具・漁法	遊 漁 料
八千代区大屋	竿釣（1本まで）	1日3,240円

- 5 前項に規定する遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。

名称または氏名	住 所	電話番号
ネイチャーパークかさがた	多可郡多可町八千代区大屋378—1	(0795) 30—5110
加古川漁業協同組合事務所	西脇市野村町1244—1	(0795) 22—2572

（遊漁承認証に関する事項）

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 認証を受けた者の氏名、住所
- (2) 認証期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者氏名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項若しくは第5項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となるような行為をしてはならない。

4 遊漁者は、みだりに川底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

（違反者に対する措置）

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者の遊漁の停止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、令和5年9月1日から施行する。

(別表)

河川名	「禁網区」竿釣（手釣含む。）専用区域	禁網期間
篠山川	篠山市京口橋から下流監物橋まで700mの間	1年間
篠山川	篠山市農林水産省井堰から八幡橋までの500mの間	1年間
加古川本流 （佐治川）	黒田庄船町井堰から井原橋上流500mまでの間	1年間
加古川本流 （佐治川）	青垣町市原養魚場裏上下流200mまでの間	1年間
杉原川	加美区役場東、太平橋から上流加美区水源地までの450mの間	1年間
杉原川	加美区多田川棚釜橋から上流全域	1年間
杉原川	中区高岸丘山橋から高田橋までの1,000mの間	1年間
杉原川	中区中村上井堰から中村下井堰までの150mの間	4月15日午前0時から 8月1日午前5時まで
杉原川	西脇市春日大橋上流端から和田井堰堤までの700mの間	1年間
杉原川	杉原川の支流和田谷川合流点より杉原川と本流との合流点まで500mの間	1年間
加古川本流	本流重春橋より下流新野村大橋までの900mの間	1年間
野間川	八千代区中央橋から蛸橋までの500mの間	1年間
東条川	加東市吉井井堰から上流400mまでの間	1年間
美囊川	三木市上津橋から下流末広橋までの1,000mの間	1年間
加古川本流	加東市闘竜灘橋上流300mから西脇市行政境界までの間	1年間
加古川本流	美囊川合流点を境とし本流の上流500mから下流300mまでの間	1年間
加古川本流	加東市福田橋より上流加東市河高水道管橋（加古川横断共同橋梁）までの間	4月15日午前0時から 8月1日午前5時まで
加古川本流	加東市闘竜灘から滝見橋まで5500mの間	4月15日午前0時から 8月1日午前5時まで
加古川本流	氷上町幸料寺橋から京橋まで900mの間	1年間
稲土川	本流と稲土川の合流点から上流の稲土川全域	1年間
佐治川 広柴川 石風呂川	佐治川と広柴川の合流点から上流の佐治川、石風呂川、広柴川全域	1年間